

中東情勢に伴う重要物資の安定的供給及
び物価高を上回る持続的な賃上げの実現
について

令和8年5月25日

中国地方知事会

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保及び物価高を上回る持続的な賃上げの実現について

地方においては、これまでも地域の生活・経済を守るべく、国が打ち出す対策を補いつつ、地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施してきたが、物価高の長期化は依然として国民生活や事業者の経営に多大な影響を及ぼしている。

このような中、最低賃金の引上げを含めた持続的な賃上げは、国民生活の安定を図るために重要である。

特に、我が国における雇用の7割を占める中小企業等は、物価高に負けない賃上げを実現するための原資が十分確保されているとは言えない状況にあり、強力な支援策を早急に講ずるべきである。

また、トランプ政権下での米国による関税措置に加え、緊迫化している中東情勢は、賃上げ等を通じたデフレからの脱却を目指す日本経済に多大な影響を与えることが懸念される。

こうした現下の緊迫した状況を十分に踏まえ、国と地方が効果的な対策を切れ目なく講ずることができるよう、中東情勢等の展開によっては、年度途中における追加対策も積極的に検討することも含め、次の事項について強く要請する。

1 中小企業等の持続的な賃上げの実現に向けた支援

地方経済の成長が日本経済の成長を支えていくものであり、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行に向け、大胆かつ強力な総合経済対策を早急に実行すること。

地方の中小企業・小規模事業者は、物価高や人件費の上昇などにより、コスト負担の面において経営が圧迫されている中で、人材確保の面からなお一層の賃上げを迫られている状況となっている。そのため、適正な価格転嫁をはじめ、大企業との共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化し、違反のあった場合には厳正に対処するとともに、賃上げ促進税制の強化や国内投資の促進などの持続的な賃上げ、所得の向上につながる環境整備を一層推進するなど、政策を総動員し、すそ野の広い賃上げを実現すること。

加えて、国が最低賃金について掲げた「2020年代に全国加重平均1,500円を目指す」という短期間での高い目標の実現に向けては、中

小企業・小規模事業者が、最低賃金の大幅な引き上げや、社会保険料の企業規模要件の段階的撤廃等による被用者保険の適用拡大に伴う事業主負担の増加に対応できるよう、国の責任において包括的かつ抜本的な支援策を早急に講じること。なお、支援策による効果が十分に確認できない場合には、最低賃金引上げの目標達成時期を延期すること。

あわせて、「物流の2024年問題」（トラックドライバーの時間外労働の上限規制）について、法令遵守の徹底を図るとともに、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定を支援すること。

2 事業再構築、生産性の向上等に取り組む事業者への支援

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は大きく変動しており、多くの業種において、従来の経済社会を前提にしたビジネスモデルでは、事業の持続的な発展は難しい状況となっている。

新事業・新分野の展開や事業・業種・業態転換等の事業再構築に積極的に取り組む事業者を増加させるため、経営環境の変化に応じた経営戦略の見直しに対する支援機関等の支援を充実させるとともに、ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業等による事業者に対する費用負担の支援を継続すること。

また、生産性の向上に取り組む事業者への支援等、持続的な賃上げや人材確保に向けた環境整備の一層の推進を図ること。

あわせて、中小企業・小規模事業者が賃上げや社会保険料負担の原資を確保できるよう、既存の支援策に設定されている「従業員1人当たり給与支給総額の年平均成長率の増加目標」といった達成が困難な要件を見直すこと。

3 労働生産性の向上等を図る働き方への支援

持続的な賃上げ実現のための労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、リスクリングなどへの支援の充実を図るとともに、勤務間インターバル制度の導入等による長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を促進すること。

さらに、非正規雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止の徹底を図ること。

4 エネルギー価格等への対応

- (1) 地政学的リスクの増大や中東情勢の緊迫化に伴う海外経済の動向等により、経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中であって、燃料油価格や電力・都市ガス・LPガス料金の負担軽減策については、今後とも国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、国として責任を持って機動的かつ全国統一的に実施すること。特に、中小企業や農林水産事業者に対しては、実情に応じた利便性の高い制度資金の創設等の支援について、万全の対策・対応を講ずること。

なお、国において電気（低圧・高圧）・都市ガス料金に限定して負担軽減策を実施する場合は、地方において実施する、特別高圧契約で受電する中小企業等やLPガスを使用する世帯に対する支援策を国の対策と歩調を合わせて実施できるよう、地方の議会日程も考慮し、迅速かつ適切に重点支援地方交付金等の財源を措置すること。

併せて、負担軽減策だけでなく、エネルギー等の安定供給に取り組むとともに、将来にわたり効果が持続するよう、エネルギー転換の取組等に対する一層の支援を行うこと。

- (2) 国民の生活や事業者の経済活動に必要な燃料油・石油製品の供給が滞ることがないように、石油備蓄の放出に加えて、ペルシャ湾岸諸国からの輸入再開のためにあらゆる対策・対応を講ずるとともに原油の調達先を多角化するための取組を進めること。

併せて、原材料供給網（サプライチェーン）について、代替品への転換等を促進するための補助制度や税制優遇を強化し、地域の事業者が安定的に事業継続できる環境を整備すること。

- (3) 公共交通、ごみ処理、上下水道など燃料依存度の高い公共サービスの維持に対する財政措置を講ずるなど地域社会の基盤機能が損なわれないよう対策を講ずること。

5 事業者への資金繰り支援の継続・強化

物価高等の影響により不安定な資金繰りや収益の低迷が続いている事業者も多いことから、新規融資や条件変更、借換等に金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も要請を継続すること。

また、条件変更等に伴う追加保証料の補助など事業者の返済負担の一層の軽減策の検討や、物価高への対策など都道府県が独自に行う資金繰り支援により生じる負担への支援を行うこと。

6 米国による関税措置に関する対策の継続

自由貿易体制の維持に向け、米国に対し、相互関税の米国連邦最高裁判所による無効判断を受けて、現在、代替措置として適用されている関税率及び今後更に検討されている新たな措置について、これまでの日米関税合意よりも不利にならないよう強く求めること。

併せて、米国の関税措置による地方の産業・雇用に与える影響が最小限となるよう、迅速かつ丁寧な情報提供や地域の実情等を踏まえた万全の対策を実施すること。

とりわけ、自動車関連事業者をはじめ、関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対する資金繰りの支援、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化の促進、生産性向上の支援等の対策を講ずること。

特に、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないように、監視を強化・徹底すること。

7 配合飼料価格高騰対策の実施

配合飼料価格の高止まりにより、畜産経営は厳しい状況が続いていることから、畜産農家の負担を軽減し経営の安定につながるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うとともに、緊急的な負担軽減として配合飼料価格安定制度とは別に補てん金を交付するなどの支援を行うこと。

また、交付にあたっては都道府県間での補てん金の差がないよう、

国として一律に支援を行うこと。

併せて、畜産物への適正な価格転嫁のための仕組みづくりなど、安定的な経営が展開できる環境整備を推進すること。

8 持続的な水田農業に資する生産体制の構築及び適正な価格形成の仕組みづくり

米の安定供給や生産者の所得確保を図るため、需給調整については、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行い、各地域・各産地において、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、実効性のある対策を講ずること。

あわせて、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮し、実効性のある対策を講ずること。

また、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、食料供給の現場である地方の実情に配慮し、新たな担い手を含め、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、中長期的に安定した制度とするとともに、具体的な見直し内容について、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うこと。

9 地方財源の確保

物価高を乗り越え、危機管理投資と成長投資を通じた「強い経済」を目指す中で、今後も国と地方が効果的な対策を切れ目なく講じていく必要がある。

このため、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性の確保・強化のために、一般財源総額を適切に確保するとともに、地方が実情に応じて物価高対策に加え、米国による関税措置の影響に関する対策や人手不足対策を継続的かつ機動的に実施できるよう、地方交付税や自由度の高い交付金など必要な財源について、積極的な措置を行うこと。

令和8年5月25日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	横	田	美	香
山口県知事	村	岡	嗣	政